

奈良県告示第四百四号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場の認定をした。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 開設者の名称及び住所

名称 株式会社吉野青果地方卸売市場

住所 吉野郡大淀町大字桧垣本一〇一五番地

二 地方卸売市場の名称

株式会社吉野青果地方卸売市場

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

位置 吉野郡大淀町大字桧垣本一〇一五番地

取扱品目 青果物及びその加工品

四 認定年月日

令和二年六月二十一日